

## とやま未来創生戦略施策等評価会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、とやま未来創生戦略施策等評価実施要綱第6条の規定に基づき、とやま未来創生戦略施策等評価会議（以下「評価会議」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 評価会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) とやま未来創生戦略の最終評価案の検討に関すること
- (2) 地方創生に関する国の交付金を活用した事業の評価案の検討に関すること
- (3) その他評価会議の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第3条 評価会議は委員20人以内で組織する。

2 委員は学識経験者、経済界及び行政の代表者等のうちから、知事が委嘱する。

### (役員)

第4条 評価会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代理 1名

2 会長及び会長代理は、知事が指名する。

### (会長、会長代理の職務)

第5条 会長は、会議を進行する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

3 知事は、必要があると認めるときは、評価会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 評価会議の事務局は、富山県観光・地域振興局地方創生推進室内に置く。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。